

令和元年第4回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和元年10月3日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第46号 新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 5 議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
総務開発常任委員会へ付託
- 第 6 議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
全員で構成する予算特別委員会の設置・付託

追加日程

- 第 1 総務開発常任委員会委員長報告 議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告 議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君
副	村	大	石	和	朗
会	計	小	畑	信	幸
管	理	高	松	重	和
者		藤	田	俊	幸
総	務	神		信	弘
課	長	秋	元	千	春
長		今	城		豪
保	健	菅	藤	覚	史
福	祉	根	井	朗	夫
課	長	谷		早	苗
長					
介	護				
保	險				
課	長				
長					
産	業				
課	長				
長					
建	設				
課	長				
長					
總	務				
課	主				
幹					
長					
教	育				
長					
教	育				
委	員				
會	次				
長					

◎議会事務局

事	務	局	長	瀬	戸	雅	哉	君
書			記	青	木	秀	英	君

(午後 1時30分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） 皆さん、ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に提出されました案件は、議案5件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたしたいと思えます。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、川人孝則君及び7番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料をごらん願いたいと思えます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和元年8月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付をいたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第46号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第46号 新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第46号についてご説明申し上げます。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第46号 新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について。

新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年10月3日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、赤井川村移住定住支援事業における固定資産税の減免に関する条例規定が施策の内容と一部そごが生じていたため、この条例を改正しようとするものであります。

議案4 ページ目の改正要点資料をごらんください。第3条第1項の改正は文言の整理、次に同項第1号から第4号の改正については減免の対象となる新築住宅または新築賃貸住宅の要件から地方税法に規定する新築住宅減額適用を削除し、1つ目の要件として村移住定住支援事業補助金交付規則により補助金の交付決定を受けた者が所有権を有し、かつ平成28年4月1日から平成38年、令和8年になりますが、3月31日までの間に新築された住宅であること、2つ目として新築後所有者の異動していない住宅であること、3つ目として新築住宅の所有が共有である場合においては新築住宅に現に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている共有者の持ち分が2分の1以上であることと対象住宅の要件を3点に整理し、要件の明確化を行うものです。

続きまして、第4条の改正については、地方税法に規定する新築住宅減額適用後の固定資産税に限り減免するという規定と面積要件を削除し、減免の期間及び割合について新たに課税された年度から3年度分に限り5割と規定することにより、地方税法及び村税条例の規定により通常どおりに算定された新築住宅等の固定資産税額が移住定住支援施策により5割免除とすることを明確にするものです。

附則の規定につきましては、本一部改正条例を平成30年度の固定資産税から適用することとし、条例改正により、納付済みである平成30年度分の固定資産税の一部について精査の結果、3件の対象者の皆様へ返還を行うものとなります。今後このような事態が生じることのないよう、日ごろの事務作業の改善やダブルチェックの徹底を初め、専門的な研修会への税務職員の派遣等適正な税務行政の執行に努めてまいります。

終わりになりますが、本条例改正については移住・定住支援事業の内容である固定資産税を3年間半額にするという施策内容を簡潔に条例に整理するものでありますことをご理

解いただきますようお願い申し上げますとともに、後ほどご説明いたします補正予算において平成30年度分固定資産税の還付に係る補正予算を計上しておりますことを申し上げ、ご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第46号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第46号 新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例案については可決されました。

◎日程第5 議案第47号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、赤井川村デイサービスセンター指定管理者の指定についての提案をさせていただきます。朗読して提案させていただきます。

議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

赤井川村デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により議会の議決を求める。

令和元年10月3日提出、赤井川村長。

記といたしまして、1番目に指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称についてであります。所在地につきましては赤井川村字赤井川318番地1、名称につきましては

赤井川村デイサービスセンター。

2として、指定管理者に指定する団体の主たる事務所の所在地及び名称、所在地につきましては虻田郡倶知安町北2条西3丁目2番地1、名称につきましては医療法人社団白樺会理事長、佐藤明子でございます。

3番目として、指定の期間につきましては令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を予定しております。

2ページ以降につきましては、事業計画書が添付されておりますので、後ほどご一読いただければなというふうに思います。

以上で提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号につきましては総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第48号ないし日程第8 議案第50号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この際、日程第6、議案第48号から日程第8、議案第50号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第8、議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案3件について提案説明させていただきます。

まず初めに、赤井川村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

1ページ目をお開きください。議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,521万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月3日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額から109万9,000円を減じ、2億8,291万9,000円にしようとするものでございます。2項固定資産税の減額でございます。

15款道支出金、既定額に183万6,000円を追加し、6,350万円にしようとするものでございます。2項道補助金の追加でございます。

歳入合計でございます。既定額に73万7,000円を追加し、22億4,521万1,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ目に入ります。歳出、2款総務費、既定額に109万9,000円を追加し、4億5,050万9,000円にしようとするものでございます。2項総務管理費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に298万4,000円を追加し、1億1,680万5,000円にしようとするものでございます。2項林業費の追加でございます。

11款予備費、既定額から334万6,000円を減じて2,778万7,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に73万7,000円を追加し、22億4,521万1,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、副村長以下で後ほどご説明させていただきます。

続きまして、令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和元年10月3日提出、赤井川村長。

1ページをめくっていただき、2ページに入ります。第1表、歳出予算補正、歳出、1款総務費、既定額に11万6,000円を追加し、850万1,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費の追加でございます。

2款営繕費、既定額から22万9,000円を減じ、5,728万円にしようとするものでございます。1項営繕費の減額でございます。

4款予備費、既定額に11万3,000円を追加し、21万3,000円にしようとするものでござい

ます。

歳出合計、既定額に歳入歳出それぞれ差し引きゼロでございますので、補正額の計上はございません。減額と同額の7,491万1,000円の補正予算でございます。

詳細につきましては後ほど担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

最後になります。令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書、第3号でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,772万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月3日提出、赤井川村長。

それでは、1枚めくっていただきまして、2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、5款諸収入、既定額から9,000円を減じ、1,000円に。1項の雑入の減額でございます。

歳入合計、既定額から9,000円を減じ、6,772万円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費、既定額に22万6,000円を追加し、370万9,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費の増額でございます。

2款営繕費、既定額から40万2,000円を減じ、4,289万8,000円にしようとするものでございます。1項の営繕費の減額でございます。

4款予備費、既定額に16万7,000円を追加し、26万7,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額から9,000円を減じ、6,772万円にしようとするものでございます。

詳細については担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきたくお願い申し上げます。

以上で提案説明を終わらせていただきます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和元年度一般会計補正予算（第3号）の歳入についてのご説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の7ページをお開き願いたいと思います。1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税、既定額より109万9,000円を減額し、2億342万5,000円にしようとするものでございます。内容は、先ほど条例改正をいただきました新築住宅及び新築賃貸住

宅に対する固定資産税の減免によるものでございます。

次に、8ページのほうに移ります。15款道支出金、2項道補助金、1目農林水産業費道補助金、既定額に183万6,000円を追加し、2,573万3,000円にしようとするものでございます。内訳は未来につなぐ森づくり推進事業補助金の増額によるもので、詳細については後ほど担当課よりご説明を申し上げます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課所管の歳出予算についてご説明させていただきます。

9ページ目をお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、既定額に109万9,000円を追加し、209万9,000円にしようとするものでございます。補正内容は、23節償還金利子及び割引料で先ほどご審議、ご決定いただきました条例改正により、過年度分の固定資産税を3件返還するものでございます。

続きまして、11ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から334万6,000円を減額して2,778万7,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整をとるための予備費の計上でございます。

以上で総務課所管、歳出の説明を終了いたします。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

10ページをお開きください。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、既定額に298万4,000円を追加して1,207万7,000円にしようとするものです。補正内容は、19節負担金補助及び交付金につきまして未来につなぐ森づくり推進事業補助金を増額しようとするものでございます。この事業は、小面積な山林の植林事業に対しまして通常68%の補助金にさらに26%を上乗せして、最終的に補助率94%、森林所有者に関しましては実質6%の負担で植栽事業が可能になるという助成事業でございます。上乗せ分の26%の内訳につきましては、道が16%、村が10%となっております。このたびようお願いしている森林組合より当初計画より10ヘクタール増の要望書の提出がございました。内容を検討した結果、北海道の助成事業も活用し、継続的な民有林整備を進めていきたいということで、全体事業量は19.2ヘクタール、補助金額は622万9,000円を予定しておりまして、当初比で298万4,000円を増額計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

4ページをごらんいただきたいと思います。2、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に11万6,000円を加えて851万円にしようとするものでございます。内訳につきましては、27節公課費で11万6,000円の増額、これにつきましては平成30年度の消費税の申告手続が9月27日に完了いたしました。申告の結果、当初計上した予算では不足することから、今回増額補正するものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から22万9,000円を減じて5,728万円にしようとするものでございます。内訳は、15節工事請負費で22万9,000円の減額、これにつきましては赤井川地区簡易水道事業の町内東線配水管新設工事及び配水管量水器取り付け工事の2本の工事が完了しましたので、執行残として減額するものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に11万3,000円を加えて21万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、予備費の増額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。2、歳入、5款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から9,000円を減じて1,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、1節雑入で消費税還付金の9,000円の皆減でございます。これにつきましては、平成30年度の消費税の申告手続が9月27日に完了いたしました。申告の結果、還付ではなくて支払うことになったため、減額とするものでございます。後ほど支払いの補正を行います。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に22万6,000円を加えて370万9,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、27節公課費で22万6,000円の新規計上、これにつきましては先ほど説明したとおり、確定申告の結果支払うことになったために新規計上するものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から40万2,000円を減じて4,289万8,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、15節工事請負費で40万2,000円の減額、これにつきましては公共下水道町内東線管渠新設工事が完了いたしましたので、執行残として減額するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、既

定額に16万7,000円を加えて26万7,000円としようとするものでございます。内訳につきましては、予備費の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第50号につきましては、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号につきましては予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 1時58分散会）

(午後 4時38分開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第1 総務開発常任委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） よって、追加日程第1、総務開発常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○総務開発常任委員会委員長（川人孝則君） 総務開発常任委員会審査結果。

本委員会に付託された議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について審査の結果、否決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、表決においては賛成、反対が同数のため、赤井川村議会委員会条例第15条に基づき委員長裁決し、否決と裁決したことを申し添えます。

○議長（岩井英明君） ただいま委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についてはございませんでしょうか。

辻議員。

○3番（辻 康君） ただいま上程されています件について原案に賛成という立場から討論をしたいと思っております。

総務開発常任委員会では否決されましたけれども、私プロポーザルの段階から見ておりました。そしてまた、今回選定結果に対する行政の報告も聞いております。一番委員会で問題になったのは収支計画のことでございましたけれども、収支計画だけ捉えるとずさん

な点もあろうかと思えますけれども、収支計画がこの計画全体のプロポーザルというか、提案自体の全てでもありませんし、仮に収支計画ゼロにしても609点でほかの事業者を上回っているのも現実でございます。

そして、もう一点、行政と議会の役割というものを考えますときに、それは当然お互い二元代表制で村民を代表している立場でございますけれども、やはり行政が行うこと、そしてまた議会が行うことの役割があると思えます。今回この提案を議会で否決してしまって、その後のことを考え、また仮に賛成するとしても、この運営は指定管理を受けた事業者と、それから行政が共同してやっていくものでございまして、それに対して議会は口を挟むことはできても別に決定権がないわけでございますし、今後の我が村の福祉行政を考えると、公正な審査で選ばれたということを信頼して賛成に手を挙げたいと、そんなふうに思っていますので、議案に対する賛成討論をさせていただきます。

○議長（岩井英明君） そのほか反対討論ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について反対の立場から討論いたします。

細かい点については先ほど委員会質疑の中で何点かお聞きいたしました。まずここでは3点申し上げたいと思えます。まず、村の募集する内容について村の要求している水準と提示している条件のバランスが余りに悪いと感じられます。その根拠については、選定された白樺会の提案内容が一番よくあらわしていると思えます。結局白樺会さんでも事務局を外に出して定員を下げるといふ、そういう提案の仕方をしなければ上限2,500万というのはなかなかクリアすることができなかったという提案内容でしたので、そもそもの条件提示が適正ではなかったのではないかと感じております。

2点目、評価の視点が近視眼的で大変狭いと感じております。大局的な地域づくりの視点がなく、目先のスマートさ、効率ばかりが優先させられているイメージがあります。

3点目、外部委託を運用する際の村の体制について大変不安を持っております。うまくハンドリングできるのか、業者さん相手に村としてきちんとチェックし、指導する体制が築けるのか疑問に感じております。選定委員会をやった次の日の新聞に、泊村のむつみ荘の特養で指定管理者でこちらも運営しているのですけれども、介護報酬を不正に請求したということで記事もありました。自治体としてしっかりチェックをする体制が整っていないければ、安易に外部委託という選択をするべきではないと考えております。

これらの懸念が私の理解の不足や心配のし過ぎであることを願っておりますが、質疑の中でこうした不安が払拭されることがなかったので、反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 以上で討論を終わらせていただきます。

これより議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立同数)

○議長（岩井英明君） 以上の採決の結果、賛成、反対が同数でございます。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対し裁決いたします。

議案第47号 赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定については、議長は現状維持の原則に基づいて、可否同数という結果は可決という現状からの変更を受け入れられる体制が整っていないということ、それなら反対を押し切って進めるよりも今までどおりが無難ということ、ただしこの原則は地方自治法や一般的な会議規則には定められておらず、原則に反しても違法ではございません。是非はともかく、この原則がありながら可決とする場合、議長や委員長は公平さを疑われかねないので、情勢を慎重に考慮し、結論を出すことを考えております。

したがいまして、議長は否決と裁決いたします。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 次に、予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第4として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第2ないし追加日程第4 予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） よって、追加日程第2から追加日程第4、予算特別委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託されました議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算(第3号)、議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第48号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第49号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第50号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第5、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第5 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第5、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和元年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後 4時52分閉会）

